

KEISHIN REPORT 2025

有利で安心
身近な
けいしん

2025ディスクロージャー



愛知県警察信用組合

ごあいさつ

組合員の皆様におかれましては、平素より格別のご愛顧、温かいご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、愛知県警察信用組合の経営内容をご理解いただくため、「KEISHIN REPORT 2025」(令和6年度第65期)をまとめましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

令和6年度は、貸出金について住宅ローンを中心にご利用いただき、前年度に続き過去最高額を更新するなど、安定した経営を維持することができました。

その結果、今年度も出資配当と利用分量配当を行うことができました。これもひとえに、組合員の皆様のお引き立ての賜物と心より感謝申し上げます。

金融情勢は国内外ともに先行きの見通せない不透明な状況であり、当組合においても経営環境は依然として厳しいものと思われまます。

今後もけいしんは、「組合員のため」に存在することの原点を忘れず、また、皆様のライフプラン・アドバイザーとして、皆様が経済的な憂いなく職務に専念できるよう全力で支えてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

愛知県警察信用組合
理事長 中 村 隆 則

役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和7年7月現在)

理 事 長(常)	中村 隆則	理 事(非)	堀田 祐治
専務理事(常)	加藤 久幸	理 事(非)	岡崎 康伸
理 事(非)	前田 慎次	理 事(非)	渡邊 教義
理 事(非)	渡邊 慎一	理 事(非)	西崎 隆彦
理 事(非)	金田 義幸	理 事(非)	藤嶋 謙司
理 事(非)	有働 浩己	理 事(非)	長島 弘人
理 事(非)	稲垣 賀史	理 事(非)	大友 宏一
理 事(非)	稲垣 正直	監 事(非)	立松 正樹
理 事(非)	寺田 裕志	監 事(非)	粕谷 哲司
理 事(非)	浅岡 俊一	監 事(非)	高田 智規
理 事(非)	片岡 弘光	(非)は非常勤 (常)は常勤	

注)当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

令和6年度 経営環境・事業概況

最近の我が国の景気は、世界経済が各国の通商政策等の影響を受けて一部に弱めの動きがみられるものの、総じてみれば緩やかに成長していると考えられます。個人消費は、物価上昇の影響などから消費者マインドに弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな増加基調を維持しているものと見込まれます。物価面では、生鮮食品を除く消費者物価の前年比をみると、賃金上昇の販売価格への転嫁が続くもとで、既往の輸入物価上昇や米等の食料品価格上昇の影響もあって物価上昇率は3%台前半となるなど緩やかに上昇しています。

我が国の経済の先行きを展望すると、各国の通商政策等の影響を受けて輸出企業を中心に減速し、収益が下押しされ、成長ペースは鈍化すると考えられます。

こうした情勢の中、当組合の令和6年度決算において、貸出金残高が昨年度より49億7,253万円の増加の392億9,071万円と過去最高額を更新しました。一方の預金積金残高は、昨年度より5億6,016万円の減少の519億7,801万円となりました。

当期純利益は、昨年度より15,939千円増加の93,695千円と利益を出すことができました。これもひとえに、日ごろから組合員の皆様方のご支援とご愛顧の賜物であると感謝申し上げます。

その他、

○預金は、期末総預金残高が519億7,801万円で前期末と比べて5億6,016万円(1.06%)の減少となりました。

○貸出金は、期末総貸出金残高が392億9,071万円で前期末と比べて49億7,253万円(14.48%)の増加となりました。

○預貸率は、期末で75.59%(前期比10.27ポイント増)となりました。

○自己資本比率は、15.80%(前期比1.47ポイント減)となりました。

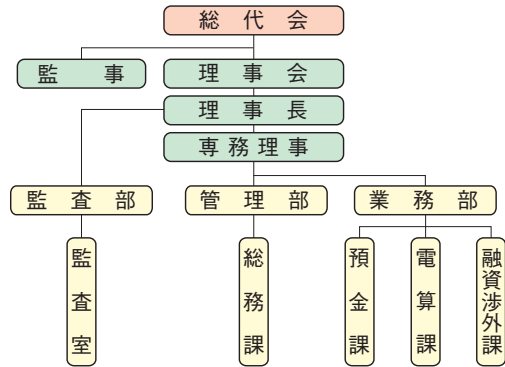
令和7年度も、引き続き組合員の皆様の生活基盤を支え、皆様が経済的に憂いなく安心して職務に専念できるよう、「組合員とともに歩むけいしんの確立」を目指し職員一丸となって各種施策に取り組むとともに、組合員の皆様にとってより使いやすく、より身近な存在となるよう努力してまいります。

組合員の推移

(単位:人)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
個 人	16,274	16,292
法 人	9	9
合 計	16,283	16,301

事業の組織



当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和35年 5月24日 中小企業等協同組合法及び協同組合による金融事業に関する法律により、愛知県警察職員信用組合を設立し、法人登記。(組合員数6,667名、出資金1,062万円)
- 昭和35年 6月 6日 愛知県警察本部(名古屋市役所分庁舎)内において営業を開始
常勤役員員数 7名
- 昭和36年 3月31日 第1期の決算状況
総資産残高11,220万円 預金・積金残高10,048万円
貸出金残高 1,857万円 当期利益金 14万円
- 昭和39年 8月 事務所を名古屋市役所分庁舎から愛知県庁1階へ移転
- 昭和43年 5月 利益還元として利用分量配当を初めて実施
- 昭和45年 5月 創立10周年記念として、出資金及び預金利用に対する配当金の増額を実施
警察本部庁舎新築に伴い、事務所を現在地に移転
通帳記帳機3台を導入し、事務の機械化を強化
コンピュータシステムを導入し、事務を電算化
- 昭和55年10月 愛知県警察信用組合と名称変更
- 昭和59年 6月 全銀為替加入。全国の金融機関との間で振込送金サービスを開始
- 昭和59年 8月 預金・積金100億円達成
- 昭和63年 3月 当信用組合の店頭にCD機設置
- 平成元年 7月 全国の信用組合オンラインネットワークに加入。全国の信用組合のCD機で当組合口座の預金払い戻し、残高照会サービスを開始
- 平成元年11月 全国の金融機関オンラインネットワークに加入。各金融機関のCD機による預金払い戻し、残高照会サービスを拡充
- 平成 3年 2月 給与振込の実施に伴い、信用組合のA口座指定サービスを開始
- 平成 7年 2月 信用組合の店舗を改装し、リフレッシュオープン
- 平成 9年 6月 預金・積金200億円達成
- 平成 9年10月 貸出金100億円達成
- 平成12年 4月 郵貯CD業務提携。郵便局CD機で当組合口座の預金払い戻し、残高照会サービスを開始
- 平成13年 7月 地方分権一括法施行により信用組合の監督が国に移管
- 平成14年 6月 利益還元として利用分量配当を復活実施
- 平成17年 4月 預金・積金300億円達成
- 平成17年 7月 無利息型普通預金導入
- 平成18年 1月 キャッシュカード利用限度額設定サービス開始
- 平成18年 4月 ホームページ開設
- 平成19年12月 創立45周年記念として、住宅貸付特別金利キャンペーン実施
- 平成20年12月 貸出金200億円達成
- 平成22年 5月 預金・積金400億円達成
- 平成23年 4月 新ATM導入による通帳記帳、入金、他金融機関振込サービス等開始
- 平成23年 7月 創立50周年記念
- 平成23年11月 組合組織機構の改正(三部四課一室制に)
- 平成25年 1月 SKCシステム運用開始
- 平成26年10月 貸出金250億円達成
- 平成27年 8月 愛知県警察本部耐震化工事に伴い、仮店舗(4階から3階へ移転)での営業開始
- 平成28年 4月 貸出金300億円達成
- 平成28年10月 愛知県警察本部耐震化工事竣工に伴い、新店舗(3階から1階に移転)での営業開始
- 平成29年 3月 奨学金借換え貸付を新設
- 平成29年 4月 火災保険取扱い開始
- 平成29年 8月 補完システム更改
- 平成30年 3月 イデコ(個人型確定拠出年金)、8大疾病補償付債務返済支援保険の取扱い開始
- 平成30年10月 新規住宅貸付利用者より団体信用生命保険に変更
- 平成30年12月 ホームページリニューアル、警察部内用ホームページへの当組合ご案内の掲載
- 令和元年 7月 フリーダイヤル「けいしん安心ライフ相談ダイヤル」開設
- 令和元年12月 がん保障特約付団体信用生命保険の取扱い開始
- 令和 2年 4月 週間ダイヤモンド「信金信組勝ち残りランキング」中部圏信組第1位、全国7位
- 令和 2年 5月 緊急生活支援貸付・大規模災害一般貸付・大規模災害住宅貸付を新設
- 令和 2年 7月 組合組織機構の改正(三部四課二室制に)
- 令和 3年 4月 創立60周年記念
- 令和 3年 9月 「住まいの積立定期預金」「教育積立定期預金」を新設
- 令和 4年 4月 警察署別担当者制度の導入
- 令和 4年 9月 「子育てサポートローン」「退寮・駐在・出向サポートローン」「介護にともなう福祉車両の購入や借換えをサポートするための優遇制度」を新設
- 令和 5年 3月 組合組織機構の改正(三部四課一室制に)
- 令和 5年 6月 組合店舗に分室を設け、預金と貸付の窓口を分離
- 令和 6年 11月 愛知県警察厚生課とのタイアップ商品として「ゼロエミッション車購入応援ローン」を新設
- 令和 7年 5月 現職組合員に対してけいしんに関する一斉アンケートを実施
- 令和 7年 5月 スマートフォンアプリ「しんくみアプリwithCRECO」の導入
- 令和 7年 5月 愛知県警察発足70周年記念定期預金を募集
- 令和 7年 5月 創立65周年記念

事業方針

当組合は、令和5年度を初年度とする中期経営計画(第7次3か年)を策定し、本策定で掲げた基本姿勢「組合員の豊かな生活基盤づくりに貢献する」の下、各種施策を着実に実行して参ります。

○基本理念

相互扶助の精神に基づく金融事業を推進し、組合員の経済的地位の向上と
福利厚生の実現に寄与する

○基本姿勢

組合員の豊かな生活基盤づくりに貢献する。

Aichi

安心・安全

Kei

堅実

Shin

信頼

○経営指針

○組合員の期待と信頼に応える業務の推進 ○堅実経営の継続的な推進 ○業務の質・専門性の向上

総代会について

■総代会の仕組みと機能

信用組合は、組合員同士の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の経済的地位の向上を目的としております。組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営等に参加することとなります。しかし、当組合では組合員数が多く、総会の開催は事実上不可能ですので、組合員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

■総代会の役割

総代会は、決算、事業計画、理事、監事の選出等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代により運営されます。

■総代の選出方法

総代の任期は3年で、定数は、130人以上170人以内と定款に規定され総代選挙規程により選挙区定数を定めております。総代は、組合員の代表として、組合員の総意を組合の経営に反映する重要な役割を担っており、総代氏名は各選挙区へ通知しております。その総代の選出は、定款の定めにしたがい、各選挙区から公平に選挙されることになります。

■第65期通常総代会の報告

令和7年6月24日に開催した第65期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案の通り全議案が可決・承認されました。

・報告事項

第65期(令和6年度)事業報告

・決議事項

第1号議案 第65期(令和6年度)貸借対照表及び損益計算書承認の件

第2号議案 第65期(令和6年度)剰余金処分(案)承認の件

第3号議案 第66期(令和7年度)事業計画及び収支予算(案)承認の件

第4号議案 債務不履行による除名の件

第5号議案 役員退職金支給に関する件

第6号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件



■選挙区及び総代数

選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
総務課	1	捜査第二課	1	名古屋市警察部企画調整課	1	江南警察署	2
情報管理課	1	捜査第三課	1	愛知県警察学校	1	犬山警察署	2
広報課	1	鑑識課	1	中部管区警察局警務課	3	一宮警察署	3
留置管理課	1	組織犯罪対策課	1	愛知県情報通信部	1	稲沢警察署	2
会計課	1	捜査第四課	1	中部管区警察学校	1	津島警察署	3
施設課	1	薬物銃器対策課	1			蟹江警察署	2
装備課	1	組織犯罪特別捜査課	1	千種警察署	3	半田警察署	3
聴聞官室	1	国際捜査課	1	東警察署	2	東海警察署	2
警務課	1	機動捜査隊	1	北警察署	3	知多警察署	1
住民サービス課	1	科学捜査研究所	1	西警察署	3	常滑警察署	1
教養課	1	交通総務課	1	中村警察署	3	中部空港警察署	2
厚生課	1	交通指導課	1	中警察署	3	刈谷警察署	2
監察官室	1	交通捜査課	1	昭和警察署	2	碧南警察署	2
生活安全総務課	1	交通規制課	1	瑞穂警察署	2	安城警察署	3
人身安全対策課	1	運転免許課	1	熱田警察署	2	西尾警察署	2
生活安全特別捜査課	1	運転免許試験場	1	中川警察署	3	岡崎警察署	3
少年課	1	東三河運転免許センター	1	南警察署	3	豊田警察署	3
保安課	1	第一交通機動隊	1	港警察署	3	足助警察署	1
生活経済課	1	第二交通機動隊	1	緑警察署	2	設楽警察署	1
情報技術戦略課	1	高速道路交通警察隊	1	名東警察署	2	新城警察署	1
サイバー犯罪対策課	1	警備総務課	1	天白警察署	2	豊川警察署	2
地域総務課	1	公安第一課	1	守山警察署	3	蒲郡警察署	2
通信指令課	1	公安第二課	1			豊橋警察署	3
自動車警ら隊	1	公安第三課	1	愛知警察署	3	田原警察署	1
鉄道警察隊	1	警備第一課	1	瀬戸警察署	2		
刑事総務課	1	警備第二課	1	春日井警察署	3		
情報分析捜査課	1	外事課	1	小牧警察署	2		
捜査第一課	1	機動隊	1	西枇杷島警察署	2	総代数	165

※総代名簿は事務所に備え付け、開示できるようにしています。

貸借対照表

(単位:千円)

[illegible]

科目	金額	
(負債の部)		
預金	52,538,176	51,978,012
当座預金	—	—
普通預金	21,102,703	21,991,776
貯蓄預金	—	—
通知預金	—	—
定期預金	31,382,049	29,954,021
定期積金	52,572	30,339
その他の預金	851	1,876
譲渡性預金	—	—
借入金	3,300,000	3,000,000
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他の負債	210,460	162,071
未決済為替借	112,230	53,038
未払費用	52,261	59,064
給付補填備金	32	13
未払法人税等	41,280	47,170
前受収益	—	—
払戻未済金	1,309	1,320
職員預り金	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リース債務	—	—
資産除去債務	—	—
その他の負債	3,346	1,464
賞与引当金	10,368	11,740
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	57,408	64,816
役員退職慰労引当金	3,640	4,924
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	—	—
負債の部合計	56,120,053	55,221,565
(純資産の部)		
出資金	61,748	61,873
普通出資金	61,748	61,873
優先出資金	—	—
その他の出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	5,932,811	5,998,658
利益準備金	62,437	62,437
その他利益剰余金	5,870,373	5,936,221
特別積立金	5,759,570	5,829,570
(うち目的積立金)	(125,000)	(125,000)
当期末処分剰余金	110,803	106,651
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	5,994,559	6,060,532
その他有価証券評価差額金	△314,688	△685,647
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	△314,688	△685,647
純資産の部合計	5,679,871	5,374,885
負債及び純資産の部合計	61,799,925	60,596,450

貸借対照表の注記事項

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 有価証券の評価は、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法(または部分純資産直入法)により処理しています。
- 3 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。

その他(動産)	4年～20年
---------	--------
- 4 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウェアは、当組合内における利用可能期間(5年)に基づき償却しています。
- 5 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務部融資渉外課(営業関連部署)の協力の下に業務部預金課(資産査定部署)が資産査定を実施しております。
- 6 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 7 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033百万円
差引額	38,382百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
自令和5年4月1日 至令和6年3月31日 0.181%
(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び別途積立金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金7百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 8 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 9 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
- 10 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っています。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び関連法人株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、貸付規程、貸付審査会規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情

報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資渉外課により行われ、また、定期的に経営陣による常務部会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務部会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会には半期ベースで、理事には月次ベースで報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務部会の方針に基づき、理事会の監督の下、愛知県警察信用組合市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、融資渉外課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務課を通じ、理事会及び常務部会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価または経済価値は、1,968百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

11 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	4,578	4,560	△18
(2) 有価証券(*2)			
その他有価証券	15,874	15,874	—
(3) 貸出金(*1)	39,290	38,814	△476
貸倒引当金(*2)	△148	△148	—
金融資産計	59,596	59,101	△494
(1) 預金積金(*1)	51,978	51,357	△620
(2) 借入金	3,000	3,000	—
金融負債計	54,978	54,357	△620

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としています。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	0
組合出資金(※3)	365
合 計	365

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式についての減損処理はありません。

(※3) 組合出資金(全信組連出資金)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

12 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下14まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式 債 権	—	—	—
国 債	560	547	12
地 方 債	—	—	—
社 債	560	547	12
そ の 他	—	—	—
小 計	560	547	12

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式 債 権	0	0	—
国 債	15,314	16,285	△971
地 方 債	1,670	1,988	△317
社 債	821	899	△78
そ の 他	12,822	13,397	△575
小 計	—	—	—
小 計	15,314	16,285	△971
合 計	15,874	16,833	△958

13 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額19億97百万円 売却益1百万円 売却損2百万円

14 その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

なお、満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	1年以内	1 年 超 5年以内	5 年 超 10年以内	10年超
債 券	298	3,911	4,809	6,855
国 債	—	—	195	1,475
地 方 債	98	—	377	344
社 債	199	3,911	4,236	5,034
合 計	298	3,911	4,809	6,855

15 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 49百万円

危険債権額 2百万円

三月以上延滞債権額 5百万円

貸出条件緩和債権額 一百万円

合計額 57百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

16 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、112百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが112百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

17 有形固定資産の減価償却累計額 82百万円

18 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 26百万円

19 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産 (単位:百万円)

貸倒引当金	8
退職給付引当金	18
有価証券評価差額金	273
その他	7
繰延税金資産小計	307
評価性引当額小計	—
繰延税金資産合計	307
繰延税金資産の純額	307

20 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預 け 金 2,945百万円

有価証券 2,900百万円

これらは、為替取引、日銀貸出増加支援制度のための担保として提供しております。

21 出資1口当たりの純資産額は42,677円31銭です。

経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	619,684	648,677
資 金 運 用 収 益	580,339	594,336
貸 出 金 利 息	401,712	407,976
預 け 金 利 息	10,214	19,032
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	161,253	160,169
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	7,159	7,159
役 務 取 引 等 収 益	5,433	7,715
受入為替手数料	2,328	4,499
その他の役務収益	3,105	3,215
そ の 他 業 務 収 益	33,906	46,618
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	1,602
国債等債券償還益	24	2
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	33,881	45,013
そ の 他 経 常 収 益	4	6
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	4	6
経 常 費 用	510,811	534,413
資 金 調 達 費 用	30,463	45,952
預 金 利 息	29,016	44,459
給付補填備金繰入額	30	21
譲渡性預金利息	—	—
借 用 金 利 息	1,417	1,471
売 渡 手 形 利 息	—	—
コールマネー利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャルペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	119,017	124,827
支払為替手数料	30,999	30,882
その他の役務費用	88,018	93,945
そ の 他 業 務 費 用	52,546	2,949
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	2,949
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	52,540	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	6	—
経 費	305,984	323,393
人 件 費	191,927	206,787
物 件 費	112,552	115,836
税 金	1,504	770
そ の 他 経 常 費 用	2,797	37,290
貸倒引当金繰入額	393	30,524
貸 出 金 償 却	1,147	5,405
株式等売却損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	1,256	1,360
経 常 利 益	108,872	114,264

科 目	令和5年度	令和6年度
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	12	0
固 定 資 産 処 分 損	12	0
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	108,860	114,264
法人税、住民税及び事業税	31,368	27,961
法 人 税 等 調 整 額	△264	△7,392
法 人 税 等 合 計	31,104	20,569
当 期 純 利 益	77,756	93,695
繰越金(当期首残高)	33,047	12,956
積 立 金 取 崩 額	—	—
当期末処分剰余金	110,803	106,651

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益は745円77銭です。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	110,803	106,651
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	97,847	90,493
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	3,731	3,742
	(年6%の割合)	(年6%の割合)
事業の利用分量に対する配当金	24,116	26,751
預 金 利 息	(100円につき20円の割合)	(100円につき20円の割合)
貸 付 金 利 息	(100円につき5円の割合)	(100円につき5円の割合)
特 別 積 立 金	70,000	60,000
目 的 積 立 金	—	—
繰越金(当期末残高)	12,956	16,157

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 収 益	580,339	594,336
資 金 調 達 費 用	30,463	45,952
資 金 運 用 収 支	549,875	548,384
役 務 取 引 等 収 益	5,433	7,715
役 務 取 引 等 費 用	119,017	124,827
役 務 取 引 等 収 支	△113,583	△117,111
そ の 他 業 務 収 益	33,906	46,618
そ の 他 業 務 費 用	52,546	2,949
そ の 他 の 業 務 収 支	△18,640	43,669
業 務 粗 利 益	417,651	474,942
業 務 粗 利 益 率	0.66 %	0.77 %
業 務 純 益	110,588	136,687
実 質 業 務 純 益	111,666	151,548
コ ア 業 務 純 益	164,181	152,892
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	164,181	152,892

- (注) 1. 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	令和5年度	62,926 百万円	580,339 千円	0.92 %	
	令和6年度	61,067	594,336	0.97	
	う ち	令和5年度	33,621	401,712	1.19
	貸 出 金	令和6年度	34,854	407,976	1.17
	う ち	令和5年度	10,251	10,214	0.09
	預 け 金	令和6年度	7,880	19,032	0.24
	う ち	令和5年度	18,688	161,253	0.86
	有 価 証 券	令和6年度	17,966	160,169	0.89
	資 金 調 達	令和5年度	56,971	30,463	0.05
	勘 定	令和6年度	55,313	45,952	0.08
勘 定	う ち	令和5年度	54,067	29,046	0.05
	預 金 積 金	令和6年度	52,895	44,481	0.08
	う ち	令和5年度	—	—	—
	譲渡性預金	令和6年度	—	—	—
	う ち	令和5年度	2,903	1,417	0.04
	借 用 金	令和6年度	2,417	1,471	0.06

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(5年度23百万円、6年度27百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(5年度一百万円、6年度一百万円)及び利息(5年度一十円、6年度一十円)を、それぞれ控除して表示しております。

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

区 分	令和5年度	令和6年度
預 貸 率	(期 末) 65.32	75.59
	(期中平均) 62.18	65.89
預 証 率	(期 末) 33.87	30.54
	(期中平均) 34.56	33.96

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

項 目	令和5年度	令和6年度
受 取 利 息 の 増 減	△4,573	13,997
支 払 利 息 の 増 減	△600	15,488

1店舗当りの預金及び貸出金残高

区 分	令和5年度末	令和6年度末
1店舗当りの預金残高	52,538	51,978
1店舗当りの貸出金残高	34,318	39,290

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

区 分	令和5年度末	令和6年度末
職員1人当りの預金残高	2,101	1,999
職員1人当りの貸出金残高	1,372	1,511

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

その他業務収益の内訳

(単位: 百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	—	1
国 債 等 債 券 償 還 益	0	0
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	33	45
そ の 他 業 務 収 益 合 計	33	46

総資産利益率

(単位: %)

区 分	令和5年度	令和6年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.17	0.18
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.12	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位: %)

区 分	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回 (a)	0.92	0.97
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.59	0.67
総 資 金 利 鞘 (a - b)	0.33	0.30

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
 2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位: 千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	191,927	206,787
報酬給料手当	151,806	160,513
退職給付費用	15,696	15,288
そ の 他	24,425	30,984
物 件 費	112,552	115,836
事 務 費	63,340	60,533
固 定 資 産 費	17,123	16,025
事 業 費	10,160	10,390
人 事 厚 生 費	1,527	1,198
有形固定資産償却	9,959	16,607
無形固定資産償却	2,787	3,483
そ の 他	7,654	7,597
税 金	1,504	770
経 費 合 計	305,984	323,393

役務取引の状況

(単位: 千円)

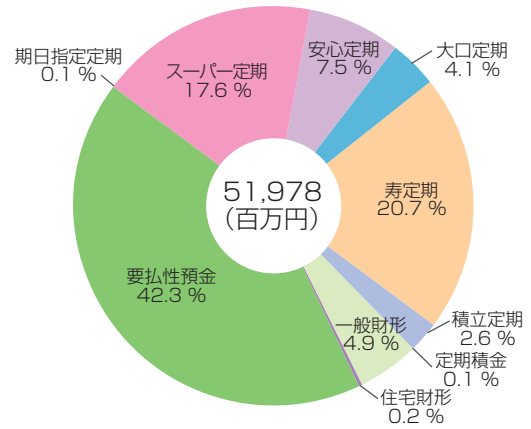
科 目	令和5年度	令和6年度
役 務 取 引 等 収 益	5,433	7,715
受入為替手数料	2,328	4,499
その他の受入手数料	3,101	3,209
その他の役務取引等収益	3	6
役 務 取 引 等 費 用	119,017	124,827
支払為替手数料	30,999	30,882
その他の支払手数料	8,274	8,009
その他の役務取引等費用	79,744	85,936

経理・経営内容

預金積金残高の内訳

(単位:百万円)

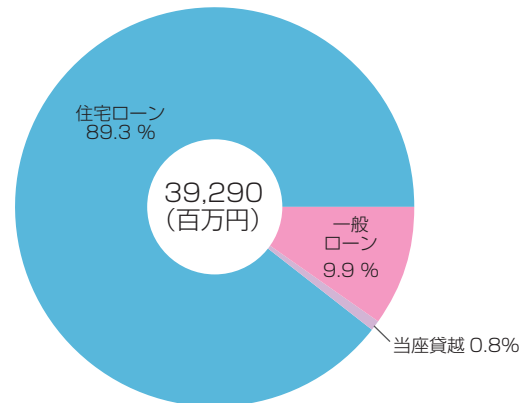
区 分	令和5年度	令和6年度
要 払 性 預 金	21,103	21,993
期 日 指 定 定 期	59	61
ス ー パ ー 定 期	9,458	9,142
安 心 定 期	4,278	3,892
大 口 定 期	2,191	2,120
寿 定 期	11,162	10,742
積 立 定 期	1,471	1,350
定 期 積 金	52	30
一 般 財 形	2,637	2,533
住 宅 財 形	122	112
合 計	52,538	51,978



貸出金残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
住 宅 ロ ー ン	30,344	35,100
一 般 ロ ー ン	3,649	3,880
簡 易 貸 付	199	181
短 期 簡 易 貸 付	12	9
自 動 車 貸 付	2,325	2,541
子育てサポート貸付	4	3
エンジョイサポート貸付	1	—
サ ポ ー ト 貸 付	412	362
退寮・駐在・出向サポート貸付	12	9
教 育 貸 付	451	545
医 療 貸 付	1	1
ブ ラ イ ダ ル 貸 付	108	130
5 5 周 年 記 念 貸 付	6	2
奨 学 金 借 換 え 貸 付	89	62
一 般	22	29
当座貸越(カード・総合)	324	309
合 計	34,318	39,290



主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	647,322	643,867	686,066	619,684	648,677
経 常 利 益	113,053	216,018	225,433	108,872	114,264
当 期 純 利 益	88,921	160,841	169,305	77,756	93,695
預 金 積 金 残 高	51,464,168	53,063,999	53,153,208	52,538,176	51,978,012
貸 出 金 残 高	32,033,573	32,294,950	33,294,862	34,318,185	39,290,715
有 価 証 券 残 高	18,697,930	19,265,700	18,355,860	17,795,340	15,874,550
総 資 産 額	61,746,209	63,987,092	61,187,817	61,799,925	60,596,450
純 資 産 額	5,866,364	5,906,588	5,709,330	5,679,871	5,374,885
自己資本比率(単体)	16.98 %	16.91 %	17.32 %	17.27 %	15.80 %
出 資 総 額	61,682	62,437	61,498	61,748	61,873
出 資 総 口 数	123,365 □	124,875 □	122,996 □	123,496 □	123,747 □
出資に対する配当金	3,723	3,764	3,786	3,731	3,742
職 員 数	22 人	21 人	24 人	23 人	24 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,966	6,060
うち、出資金及び資本剰余金の額	61	61
うち、利益剰余金の額	5,932	5,968
うち、外部流出予定額 (△)	27	30
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	103	117
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	103	117
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,069	6,178
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	10	9
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10	9
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	6,059	6,168
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	34,169	37,917
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	905	1,115
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	35,074	39,033
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	17.27%	15.80%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

該当事項なし

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	0	0
合 計	0	0

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	5,640	5,597	43	560	547	12
	国 債	208	199	8	—	—	—
	地 方 債	402	400	2	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,030	4,998	31	560	547	12
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	5,640	5,597	43	560	547	12
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えないもの	株 式	0	0	—	0	0	—
	債 券	12,154	12,633	△479	15,314	16,285	△971
	国 債	1,619	1,788	△168	1,670	1,988	△317
	地 方 債	672	699	△27	821	899	△78
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	9,861	10,144	△283	12,822	13,397	△575
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	12,154	12,633	△479	15,314	16,285	△971
合 計		17,795	18,231	△435	15,874	16,833	△958

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等にもとづいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	21,602	39.9	22,018	41.6
定 期 性 預 金	32,457	60.0	30,866	58.3
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	6	0.0	10	0.0
合 計	54,067	100.0	52,895	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	51,064	97.2	50,486	97.1
法 人	1,474	2.8	1,491	2.9
一 般 法 人	1,473	2.8	1,491	2.9
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	0	0.0	—	—
合 計	52,538	100.0	51,978	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
財 形 貯 蓄 残 高	2,760	2,645

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	31,382	29,954
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
合 計	31,382	29,954

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	—	—	—	—
証 書 貸 付	33,293	99.0	34,539	99.0
当 座 貸 越	328	0.9	315	0.9
割 引 手 形	—	—	—	—
合 計	33,621	100.0	34,854	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,985	10.6	2,007	11.1
地 方 債	1,107	5.9	1,029	5.7
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	15,595	83.4	14,928	83.0
株 式	0	0.0	0	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	18,688	100.0	17,966	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有していません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和5年度末 3	0.01	—
	令和6年度末 4	0.01	—
有 価 証 券	令和5年度末 —	—	—
	令和6年度末 —	—	—
動 産	令和5年度末 —	—	—
	令和6年度末 —	—	—
不 動 産	令和5年度末 28,955	84.37	—
	令和6年度末 33,431	85.08	—
そ の 他	令和5年度末 —	—	—
	令和6年度末 —	—	—
小 計	令和5年度末 28,959	84.38	—
	令和6年度末 33,436	85.09	—
信用保証協会・信用保険	令和5年度末 —	—	—
	令和6年度末 —	—	—
保 証	令和5年度末 1,394	4.06	—
	令和6年度末 1,652	4.20	—
信 用	令和5年度末 3,964	11.55	—
	令和6年度末 4,202	10.69	—
合 計	令和5年度末 34,318	100.00	—
	令和6年度末 39,290	100.00	—

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	1,827 1,475
地 方 債	令和5年度末 令和6年度末	— 98	301 —	400 377
短 期 社 債	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	— —
社 債	令和5年度末 令和6年度末	1,101 199	3,583 3,911	4,621 4,236
株 式	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	0 0
外 国 証 券	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	— —
その他の証券	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	— —
合 計	令和5年度末 令和6年度末	1,101 298	3,884 3,911	5,021 4,809
				7,788 6,855

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固 定 金 利 貸 出	26,644	31,113
変 動 金 利 貸 出	7,674	8,177
合 計	34,318	39,290

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	3,974	11.5	4,190	10.6
設 備 資 金	30,344	88.4	35,100	89.3
合 計	34,318	100.0	39,290	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	1	5

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	3,974	11.5	4,190	10.6
住 宅 ロ ー ン	30,344	88.4	35,100	89.3
合 計	34,318	100.0	39,290	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	103	1	117	14
個 別 貸 倒 引 当 金	14	△0	30	15
貸 倒 引 当 金 合 計	117	0	148	30

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	—	—	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	—	—	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	—	—	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、 福 祉 社	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	34,318	100.0	39,290	100.0
合 計	34,318	100.0	39,290	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	10	0	10	100.00	100.00
	令和6年度	49	15	28	90.87	86.48
危険債権	令和5年度	42	35	4	95.38	69.99
	令和6年度	2	0	1	70.05	69.99
要管理債権	令和5年度	6	6	0	91.15	3.18
	令和6年度	5	5	0	97.25	9.84
	三月以上延滞債権	令和5年度	6	0	94.46	5.16
		令和6年度	5	0	97.97	12.99
	貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
小 計	令和5年度	59	42	14	95.68	85.12
	令和6年度	57	21	30	90.70	85.05
正 常 債 権	令和5年度	34,298				
	令和6年度	39,273				
合 計	令和5年度	34,357				
	令和6年度	39,331				

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。

3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。

5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1,2及び4に掲げるものを除く。)です。

6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く。)です。

7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

10. 金額は決算後(償却後)の計数です。



経営内容

法令遵守の体制

●法令遵守の体制

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけ、個人情報保護、情報の公開、事業経営の透明性、公正性、説明責任の完遂等時代の要請、法整備を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを図り、役職員のあるべき姿、行動の基準、内部管理、理事・監事の責任等の周知徹底を図っております。また「コンプライアンス・プログラム」を作成し、コンプライアンスの推進を行っております。

全役職員は、今後も法令やルールを遵守し、適正な業務運営と健全な組合経営の確保に全力を尽くしてまいります。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事をいいます。対象役員に対する報酬は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」です。

(1) 報酬体系の概要

当組合の役員の報酬総額の最高限度額については、総代会において以下のとおり決議しております。また、非常勤役員に対しては、報酬を支払っておりません。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	18,232	40,000 (以内)
監 事	—	—
合 計	18,232	40,000 (以内)

(注) 1. 支払人数は、理事2名です。

2. 常勤役員に対する報酬総額の最高限度額は、年額4,000万円としております。

3. 前記年額は、常勤役員2人(理事長、専務理事)に対する報酬の他、将来、専門的知識を有する者を非常勤監事として採用する場合に備え、総数4人分の報酬最高限度額としております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬の平均額としております。

3. 当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●当組合の苦情処理措置・紛争解決措置の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引にかかる苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出下さい。

※苦情等とは、当組合とのお取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先は、「本店窓口」をお願いいたします。

住 所: 〒460-8502

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 愛知県警察本部内

電話番号: 052-951-2973

受付時間: 午前9時～午後5時

(土・日・祝日及び金融機関の休業日を除く)

苦情等のお申し出は、当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けております。

名 称	東海地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 東海信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 信用組合会館内	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受 付 日	月～金 (祝日及び金融機関の休業日を除く)	月～金 (祝日及び金融機関の休業日を除く)
時 間	9:00～12:00 13:00～16:00	9:00～17:00

※相談所は、信用組合の業務に関するお客様からの苦情やご意見ご相談等のお申し出を公平・中立な立場で伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

愛知県弁護士会もしくは東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合又はしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	愛知県弁護士会 紛争解決センター	愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター
住 所	愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-2	愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入 34-10
電 話	052-203-1777	0564-54-9449
受 付 日 時	月～金 (祝日、年末年始は除く) 10:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 10:00～16:00

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金 (祝日、年末年始は除く) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始は除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

なお、移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は、仲裁センター等にご照会ください。

経営内容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	愛知県警察信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	61百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

(注) 当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

各種リスクを個別の方法で、質的・量的に評価した上で経営体力(自己資本)と対照しております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化等により、貸出資産の価値が減少、又は消失し、当組合が損失を被るリスクです。当組合は、業務上最重要のリスクと認識し、「信用リスク管理規程」に基づき、資産の健全性の維持、確保することを基本としております。
管 理 体 制	貸出の審査に当たっては、「貸付規程」及び「貸付審査会規程」に基づき、収入、家族構成、返済計画等から過大な負担の有無を判断し、厳正な審査をするとともに、適正な自己査定を実施し、不良債権発生を未然防止に努めております。
評 価 ・ 計 測	償却・引当基準に則り一般貸倒引当金を引き当てております。また、個別貸倒引当金については実態に合った全額を引き当てております。今後も不良債権の発生を未然に防ぐことを最重点と考え、厳正な審査基準に基づく審査の強化を図ってまいります。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づきその査定結果を引き当てております。ただし、一般貸倒引当金については、上記で算出した貸倒引当金の合計額が税法基準により計算した額を下回る場合には、税法基準により計算した額を引き当てております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)等

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定は行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当いたします。当組合では、融資を行うに際し、資金使途、資金計画、返済計画、保全状況等、様々な角度から判断しております。与信審査の結果、担保または保証が必要な場合は、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

なお、お客様が期限の利益を失った場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合がありますが、その際は、当組合が定める規程等により、適切な取扱いに努めております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、株式、有価証券等、保証として民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当しております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

経 営 内 容

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明 及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により当組合が損失を被るリスクです。当組合は以下のような管理体制を図り、リスク顕在化、未然防止及び発生時の影響等の極小化に努めております。
管 理 体 制	オペレーショナル・リスクの総合的な管理の所管は総務課です。オペレーショナル・リスク管理態勢について監査室が監査を実施し、オペレーショナル・リスクの管理状況、今後の課題等について、年1回理事長に報告しております。
評 価 ・ 計 測	オペレーショナル・リスクは、あらゆる部署で顕在化する可能性があるため、当該リスクについて、当組合全体として何を管理対象とすべきか考え、重要なオペレーショナル・リスクを見落としていないか目を配り、また、全体の状況がどうなっているかを俯瞰的にみてチェックする等の手法としております。また、「事務ミス発生時措置要領」において、事務ミスの報告基準等を規定して理事会に報告しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は標準的計測手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リ ス ク の 説 明 及びリスク管理の方針	銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーに当たるものは、当組合においては、全国信用協同組合連合会への出資金が該当します。これらについては、当組合が定める「余裕資金運用基準」に基づき、適正な運用・管理を行っております。
管 理 体 制	リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。
評 価 ・ 計 測	当該取引に係る会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明 及びリスク管理の方針	金利リスクとは「金利変動に伴い損失を被るリスク」で、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被るリスクと定義しており、定期的な評価・計測を行い適宜対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク及び有価証券の金利リスク(BPV)の計測など、「日興証券管理システム」により四半期毎に計測を行い、「ALM部会」を開催し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
管 理 体 制	
評 価 ・ 計 測	

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- ・計測手法
再評価法
- ・金利感応資産・負債
預金積金、貸出金、有価証券、預け金
- ・行動オプション性の考慮
 - ・コア預金
対 象：流動性預金
算定方法：普通預金を計算対象とし、その50%の残高
満 期：1.25年にコア預金残高全額があると想定
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ・通貨ごとに計測した金利リスク量の集計方法
通貨間の相関は考慮しておりません。
 - ・金利ショック幅
100BPVの採用(ΔEVEの場合、円金利のショック幅は同じで、外貨金利の場合にはショック幅が異なります)
 - ・リスク計測の頻度
四半期毎(3、6、9、12月末)

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,968	1,821	77	85
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,609	1,453		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,968	1,821	77	85
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,168		6,059	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営内容

資料編

リスク管理体制

一定量的事項

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項P.10をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.17をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	34,169	1,366	37,902	1,516
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	34,169	1,366	37,902	1,516
(i) ソブリン向け	10	0	20	0
(ii) 金融機関向け	1,658	66	1,355	54
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			210	8
(iii) カバード・ボンド向け				
(iv) 法人等向け	5,825	233	2,909	116
(v) 中小企業等・個人向け	20,178	807		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			22,978	919
トランザクター向け				
(vii) 抵当権付住宅ローン	2,585	103		
(viii) 不動産取得等事業向け				
(ix) 不動産関連向け			3,012	120
自己居住用不動産等向け			3,012	120
賃貸用不動産向け				
事業用不動産関連向け				
その他不動産関連向け				
ADC向け				
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			3,145	125
(xi) 三月以上延滞等	9	0		
(xii) 延滞等向け			15	0
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			32	1
(xiv) 出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
(xv) 株式等			0	0
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー				
(xvii) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,250	130	3,750	150
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	365	14	365	14
(xix) その他	283	11	315	12
②証券化エクスポージャー				
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
ルック・スルー方式				
マンドート方式				
蓋然性方式(250%)				
蓋然性方式(400%)				
フォールバック方式(1,250%)				
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額				
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)				
⑦中央清算機関関連エクスポージャー				
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	905	36	1,115	44
BI			743	
BIC			89	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	35,074	1,402	39,018	1,561

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位: 百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分					信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー	
							貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券		デリバティブ取引			
					令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度	令和5年度			令和6年度
国	内	59,053	58,703	34,318	39,290	18,231	16,833	—	—	59	57		
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地 域 別 合 計		59,053	58,703	34,318	39,290	18,231	16,833	—	—	59	57		
製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
農 業、 林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建 設 業		300	400	—	—	300	400	—	—	—	—		
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		2,099	1,899	—	—	2,099	1,899	—	—	—	—		
情 報 通 信 業		600	900	—	—	600	900	—	—	—	—		
運 輸 業、 郵 便 業		999	799	—	—	999	799	—	—	—	—		
卸 売 業、 小 売 業		1,500	1,100	—	—	1,500	1,100	—	—	—	—		
金 融 業、 保 険 業		9,057	5,244	—	—	3,100	3,300	—	—	—	—		
不 動 産 業		899	599	—	—	899	599	—	—	—	—		
物 品 賃 貸 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
宿 泊 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
飲 食 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
教 育、 学 習 支 援 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医 療、 福 祉 社 会 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		500	200	—	—	500	200	—	—	—	—		
そ の 他 の 産 業		4,944	4,545	—	—	4,944	4,545	—	—	—	—		
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等		3,287	3,088	—	—	3,287	3,088	—	—	—	—		
個 人		34,318	39,290	34,318	39,290	—	—	—	—	59	57		
そ の 他		546	634	—	—	—	—	—	—	—	—		
業 種 別 合 計		59,053	58,703	34,318	39,290	18,231	16,833	—	—	59	57		
1 年 以 下		6,167	812	252	447	999	199	—	—				
1 年 超 3 年 以 下		3,854	3,412	754	712	2,599	1,699	—	—				
3 年 超 5 年 以 下		2,715	4,816	1,315	1,316	1,399	2,999	—	—				
5 年 超 7 年 以 下		3,980	3,767	1,180	1,267	2,800	2,500	—	—				
7 年 超 10 年 以 下		5,109	5,278	2,309	2,578	2,800	2,699	—	—				
10 年 超		35,212	38,593	28,181	32,658	7,031	5,934	—	—				
期 間 の 定 め の な い も の		2,013	2,223	324	309	600	800	—	—				
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—				
残 存 期 間 別 合 計		59,053	58,703	34,318	39,290	18,231	16,833	—	—				

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握すること、業種区分や機関に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、繰延税金資産、未決済為替貸等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業、飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	15	14	14	30	—	—	15	14	14	30	1	5
合 計	15	14	14	30	—	—	15	14	14	30	1	5

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 (単位:百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
	令和6年度					
現金	89	—	89	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,088	—	2,088	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	999	—	999	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	100	—	100	—	20	20
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,378	—	3,378	—	1,355	40
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	600	—	600	—	210	35
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	7,199	—	7,199	—	2,909	40
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	30,627	112	30,627	11	22,978	75
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	8,606	—	8,606	—	3,012	35
自己居住用不動産等向け	8,606	—	8,606	—	3,012	35
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他の不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	3,145	—	3,145	—	3,145	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	24	—	24	—	15	62
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	32	—	32	—	32	100
取立未済手形	3	—	3	—	0	20
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	0	—	0	—	0	100
合計					33,471	

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



経 営 内 容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	89	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,088	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	999	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	2,378	—	300	—	—	—	—	—	—	700	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	100	—	300	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	2,299	—	—	—	—	—	—	—	—	4,899	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	8,606	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	8,606	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	3,177	—	—	4,781	—	300	—	8,606	—	—	—	—	5,618	—	—	—



経 営 内 容

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	89
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,088
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	999
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,378
第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	600
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付 債権向けを含む)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,199
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け 及び個人向け	—	30,739	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,739
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,606
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,606
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及び その他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	3,145	—	—	—	—	—	—	—	—	3,145
延滞等向け(自己居住用 不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	24
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	—	—	—	—	—	—	32	—	—	—	—	—	—	—	—	32
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
信用保証協会等による 保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
合計	—	30,739	—	—	—	—	3,184	—	—	—	—	—	—	—	—	56,407

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	3,472
10%	100	—
20%	3,599	5,598
35%	—	7,388
50%	8,596	—
75%	—	26,908
100%	1,347	613
150%	—	6
250%	1,300	—
1,250%	—	—
合 計	14,943	43,988

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	16,879	—	—	16,879
40%～70%	5,618	—	—	5,618
75%	30,627	112	10	30,638
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	659	—	—	659
105%～130%	—	—	—	—
150%	3,145	—	—	3,145
250%	1,500	—	—	1,500
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	58,430	112	—	58,441

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。



経 営 内 容

信用リスク削減手法に関する事項

該当事項なし

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	365	—	365	—
合 計	365	—	365	—

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	△435	△958

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)

職域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、愛知県警察職員及び中部管区警察局並びに各関係団体の職員を組合員としてお互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織の金融機関です。金融機関業務を通じて組合員の福利厚生を推進し生活の安定と向上に貢献することによって、組合員の皆様がその職務に精励し、ひいては地域社会の安定に貢献することを目的としております。



預金を通じた職域貢献

令和6年度末の預金残高は、519億7,801万円で、前年同期比5億6,016万円の減少となりました。

減少の主な要因としては、政府が提唱する「貯蓄から投資へ」の流れを受け、当組合の定期預金等を解約して、新NISAや株式投資等に回していることが考えられます。

このような情勢の中でも、組合員の皆様方にとっては、投資はあくまで余裕資金の中での運用が基本であるため、毎月の給料からコツコツ貯める貯金を心掛けていただきたいと思います。

マイホーム購入、結婚費用、お子様の教育費用及び自動車購入等人生の各ステージに必要となるお金に対して、堅実な貯蓄をご利用いただきたいと思います。

利益還元による職域貢献

・出資・利用分量配当

令和6年度は、9,369万円の純利益を計上し、引続き安定経営を維持することができました。

これにより、令和6年度の配当金は、出資配当率が年利6%、利用分量配当率が「預金利息100円につき20円」、「貸出金利息100円につき5円」とさせていただきます。

お支払いする出資配当金は374万2千円、利用分量配当金は2,675万1千円で、配当金総額は、3,049万3千円になります。これは当期純利益の32.5%を組合員の皆様に還元するものです。

文化的・社会的貢献に関する活動

各種社会福祉活動等に賛助、協賛をするなど職域に根ざした社会貢献活動を実施しています。

- ・被害者サポートセンターあいち賛助
- ・愛知県警友会連合会協賛
- ・公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター賛助
- ・公益社団法人愛知県防犯協会連合会賛助

融資を通じた職域貢献

令和6年度の貸出金の残高は、392億9,017万円で、前年同期比49億7,253万円の増加となりました。

増加の要因としては、住宅ローン金利引き下げキャンペーンを継続し、警察署別担当者制度による日々の訪問活動の強化や個別面談等の地道な努力と結びつき、新規住宅ローンや、他銀行からの住宅ローンの借換えが多くなっていることが挙げられます。

けいしんは、「相互扶助の精神に基づく金融事業を推進し、組合員の経済的地位の向上と福利厚生の充実に寄与する」という基本理念に則り、これからも「融資」を経営の中心に捉え、組合員に寄添った情報提供やサポートに努めて参ります。

企業の社会的責任(CSR)について

・金融機関の社会的責任と公共的使命を踏まえ、誠実かつ公正な業務運営を通じて社会からの信頼を確保するため、経営の最重要課題であるコンプライアンスの体制を確立し、組合員のご要望に耳を傾け、福利厚生に寄与できる商品、サービスの提供を行うよう努めております。

地域密着型金融の進捗状況について

経営改善支援等の取組み実績

該当事項なし

創業・新事業支援融資実績

該当事項なし

中小企業に適した資金供給手法

該当事項なし

地域の面的再生への積極的な参画

該当事項なし

顧客に対するコンサルティング機能の発揮

組合員の皆様からのご相談内容を総合的に検証し、生涯生活設計の支援をするよう柔軟な対応に努めております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

該当事項なし

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月24日
愛知県警察信用組合

理事長 中村 隆則

■主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金・定期積金

普通預金、定期預金、定期積金、別段預金等を取り扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

取り扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(ロ) 手形の割引

取り扱っておりません。

C. 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替を取り扱っております。

F. 外国為替業務

取り扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

I. 附帯業務

保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)

確定拠出年金法により行う業務

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和5年度末		令和6年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	8,337	22,422	8,471	24,546
	他の金融機関から	60,952	7,958	66,469	6,925
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

当組合の子会社

該当事項なし

手数料一覧

(令和7年7月1日現在)

1 組合の窓口での振込

取引内容	取扱金額等	手数料の額
他金融機関への振込	5万円未満	330円
	5万円以上	550円
組合内の振込	5万円未満	無 料
	5万円以上	無 料
定額自動送金	組合宛	無 料
	他金融機関宛	220円

2 組合のATMによる取引

取引内容		取扱金額等	手数料の額
組合カード利用	入・出金		無 料
	組合内の振込		無 料
	他金融機関への振込	5万円未満	110円
		5万円以上	330円
他金融機関のカード利用	入・出金		110円
	組合内の振込		110円
	振 込	5万円未満	220円
		5万円以上	440円

3 各種証明書の発行

区 分	対 象	手数料の額
組合員	各種残高証明書1通	220円
	各種取引履歴証明書1通 ※ (5年以内の期間の場合、証明期間1年当たり)	220円
		550円
	(5年超 の期間の場合、証明期間1年当たり)	
	上記以外の証明書1通	220円
組合員外	各種残高証明書1通	550円
	各種取引履歴証明書1通 ※ (5年以内の期間の場合、証明期間1年当たり)	550円
		880円
	(5年超 の期間の場合、証明期間1年当たり)	
	上記以外の証明書1通	550円

備考1 申込日から過去10年以内の調査分とする。

2 「1年当たり」とは、翌年の応当日の前日までとする。

(例) 令和6年6月25日から令和7年6月24日までであれば1年分として、令和6年6月25日から令和7年6月25日までであれば2年分として計算する。

4 円貨の取扱い

(1) 紙幣・硬貨

区 分	取扱枚数	手数料の額
紙 幣	無制限	無 料
硬 貨	1,000枚まで	無 料
	1,001枚以上500枚ごと	550円加算

備考1 「円貨の取扱い」とは、日本の貨幣の入金、出金及び両替を指す。

2 「記念貨幣」とは、財務省ホームページの「記念貨幣一覧」に記載の貨幣とする。

(2) 旧券・旧貨・記念貨幣

区 分	取扱枚数	手数料の額
紙幣・硬貨	100枚まで	770円
	101枚以上100枚ごと	770円加算

備考1 「旧券・旧貨」とは、日本銀行ホームページの「現在発行されていないが有効な銀行券・貨幣」とする。(ただし、別途指定するものを除く。)

2 「記念貨幣」とは、財務省ホームページの「記念貨幣一覧」に記載の貨幣とする。

5 再発行

対 象	手数料の額
取扱い中の全ての通帳及び証書	550円
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	220円(1枚)
キャッシュカード、カードローンカード	550円(1枚)
	(破損で原本回収の場合は無料)

6 資金の貸付

対 象	手数料の額
融資事務・繰上返済・一括返済・条件変更	無 料 (収入印紙代は別途必要)

そ の 他 業 務

店舗一覧表(事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況)(令和7年7月現在)

地区一覧

全国一円

店 名	住 所	電 話	ATM
本 店	〒460-8502 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号	052-951-2973	2台

お客さま本位の業務運営に関する方針

愛知県警察信用組合は、「組合員の豊かな生活基盤づくりに貢献する」とする基本姿勢の下、お客さま本位の金融サービスを実現するため、次のとおり「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定します。

役職員は、共通認識を持ってこれを実践し、取組状況の検証を行って定期的に見直すことにより、お客さまとの信頼関係を高めていきます。

1 お客さまの最善の利益の追求

高度の専門性と職務倫理を保持し、誠実・公正に業務を行い、創意工夫により、お客さまに対して最善の利益を図ります。

また、お客さまのニーズを的確に把握した上で、お客さまに最も適した金融サービスを提供することで、お客さまが安心感と満足感を得られるように信頼される金融機関を目指します。

2 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることを防止し、お客さまの保護と利便性の向上を図るため、利益相反の発生するおそれがある場合には、適切な管理に努めます。

3 手数料の明確化

お客さまにご負担いただく手数料は、提供する金融サービスの内容から合理的と認められる範囲で、他の金融機関と比較しても高額としないような水準に設定し、明確でわかりやすくその情報を提供します。

4 重要な情報の分かりやすい提供

お客さまへの金融サービスの提供に際しては、お客さまの金融知識、取引経験を把握し、リスクの度合いを勘案し、お客さまに応じて、明確で誤解を招くことがないよう誠実に分かりやすくその情報を提供します。

また、その際には、情報の重要性に応じて、より重要な情報については強調して注意喚起を促します。

5 お客さまにふさわしいサービスの提供

お客さまの金融知識、取引経験、目的、ニーズを把握し、お客さまのライフプランを踏まえて、お客さまにふさわしい金融サービスを提供します。

6 役職員に対する適切な動機付けの枠組み等

役職員への研修・教育等の充実を図り、各種資格取得を奨励して専門的な知識を有する人材育成に努め、役職員への適切な動機付けの枠組み及び適切なガバナンス体制を整備します。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

愛知県警察信用組合

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」並びに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次に掲げる取組を行ってまいります。

- (1) 当組合は、提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化した上で、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局並びに愛知県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせていただくとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年11月1日 制定



索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ	2	28. 受取利息、支払利息の増減*	8	55. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	15
【概況・組織】		29. 役 務 取 引 の 状 況	8	【財産の状況】	
1. 事 業 方 針	3	30. そ の 他 業 務 収 益 の 内 訳	8	56. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書*	4.5.6.7
2. 事 業 の 組 織 *	2	31. 経 費 の 内 訳	8	57. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*	14
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	2	32. 総 資 産 経 常 利 益 率 *	8	(1) 破 綻 先 債 権	
4. 会計監査人の氏名又は名称*	該当なし	33. 総 資 産 当 期 純 利 益 率 *	8	(2) 延 滞 債 権	
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	27	【預金に関する指標】		(3) 3 か月以上延滞債権	
6. 自 動 機 器 設 置 状 況	27	34. 預 金 種 目 別 平 均 残 高 *	12	(4) 貸 出 条 件 緩 和 債 権	
7. 地 区 一 覧	27	35. 預 金 者 別 預 金 残 高	12	58. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*	14
8. 組 合 員 数	2	36. 財 形 貯 蓄 残 高	12	59. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*	10
【主要事業内容】		37. 職 員 1 人 当 り 預 金 残 高	8	60. 有価証券、金銭の信託等の評価*	11
9. 主 要 な 事 業 の 内 容 *	26	38. 1 店 舗 当 り 預 金 残 高	8	61. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	13
10. 信用組合の代理業者*	取扱いなし	39. 定期預金種類別残高*	12	62. 貸 出 金 償 却 の 額 *	13
【業務に関する事項】		【貸出金等に関する指標】		63. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	26
11. 事 業 の 概 況 *	2	40. 貸 出 金 種 類 別 平 均 残 高 *	12	64. 会 計 監 査 人 に よ る 監 査 *	26
12. 経 常 収 益 *	9	41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	12	【その他の業務】	
13. 業 務 純 益 等 *	7	42. 貸 出 金 金 利 区 分 別 残 高 *	13	65. 内 国 為 替 取 扱 実 績	26
14. 経 常 利 益 *	9	43. 貸 出 金 使 途 別 残 高 *	13	66. 手 数 料 一 覧	26
15. 当 期 純 利 益 *	9	44. 貸 出 金 業 種 別 残 高 ・ 構 成 比 *	13	【その他】	
16. 出 資 総 額 、 出 資 総 口 数 *	9	45. 預 貸 率 (期 末 ・ 期 中 平 均) *	8	67. 沿 革 ・ 歩 み	2
17. 純 資 産 額 *	9	46. 消費者ローン・住宅ローン残高	13	68. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
18. 総 資 産 額 *	9	47. 職 員 1 人 当 り 貸 出 金 残 高	8	69. 総 代 会 に つ い て **	3
19. 預 金 積 金 残 高 *	9	48. 1 店 舗 当 り 貸 出 金 残 高	8	70. 報 酬 体 系 に つ い て **	15
20. 貸 出 金 残 高 *	9	【有価証券に関する指標】		【地域貢献に関する事項】	
21. 有 価 証 券 残 高 *	9	49. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	71. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項)**	25
22. 単 体 自 己 資 本 比 率 *	9	50. 有価証券の種類別平均残高*	12	72. 地域密着型金融の取組み状況**	25
23. 出 資 配 当 金 *	9	51. 有価証券種類別残存期間別残高*	13	73. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*	25
24. 職 員 数 *	9	52. 預 証 率 (期 末 ・ 期 中 平 均) *	8	74. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**	該当なし
【主要業務に関する指標】		【経営管理体制に関する事項】			
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*	7	53. 法 令 遵 守 の 体 制 *	15		
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支*	7	54. リ ス ク 管 理 体 制 *	16.17		
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	8	資料編	18.19.20.21.22.23.24		



愛知県警察信用組合

〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 愛知県警察本部内
 TEL:052-951-2973 FAX:052-961-0477 フリーダイヤル 0120-512-973
 ホームページアドレス <https://www.aichikeishin.shinkumi.jp>

